

平和安全保障法制の今国会での成立NO！

8. 29 緊急府民大集会アピール（案）

日本は、戦後70年間にわたって、「戦争で人を殺さない、殺されない」という平和国家の道程を歩んできました。この道をこれからも進み続けるのか、海外で戦争ができる国に変わる道を選ぶのか、今、私たちは大きな岐路に立たされています。

いわゆる平和安全保障法案は、憲法9条の下で禁じられてきた集団的自衛権の行使を容認し、自衛隊が海外で武力行使する途を開くものであり、憲法9条に明らかに反するものです。

同法案は、憲法によって縛られている内閣が、一方的な憲法解釈によって憲法9条2項改正と同様の結果を得ようとしている点で、憲法改正手続を定めた憲法96条1項を潜脱し、立憲主義自体を否定するものと言わざるを得ません。

日弁連をはじめ全国の弁護士会が同法案に反対し、圧倒的多数の憲法学者や歴代の内閣法制局長官も同法案を違憲と断じているほか、国民の大多数も同法案の今国会での成立に反対しています。ここに集まった私たち集会参加者も反対で一致できました。今やこの法案の今国会での成立に反対であるということは国民の声となっていると言えるでしょう。憲法の大原則である国民主権の立場からも、この法案を今国会で成立させるべきでないことは明らかです。

日本が、戦後70年の節目にあたって平和国家としての道を踏み外すことなく、また、立憲主義を守り国民主権を貫くためにも、私達集会参加者全員一致の声として、今国会において平和安全保障法案を廃案とされることを求め、ここに宣言します。

2015年（平成27年）8月29日

平和安全保障法制の今国会での成立NO！8. 29 緊急府民大集会参加者一同